

簡易公募型（拡大型）プロポーザル方式に係る手続開始の公示
（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

本公示に記載の業務は、参加表明書と技術提案書を同時に提出する試行業務である。

令和 8 年 5 月 19 日

支出負担行為担当官

東北地方整備局長 西村 拓

1. 業務概要

- (1) 業務名 3次元データを用いた施工に関する基準類策定検討業務
(電子入札対象案件及び電子契約対象案件)
- (2) 業務の目的
本業務は、ICT 施工の更なる普及促進に向け、ICT 施工に関する基準類が未整備となっている工種を対象とした出来形管理要領の素案作成を行うとともに、舗装工事の現場において省人化、品質管理の向上が図れる技術について、試行工事を通じた適用技術の検証についてとりまとめを行うとともに、直轄工事で活用するための要領案の作成を行うものである。
- (3) 業務内容
 - ・ 計画準備 1 式
 - ・ ICT 施工未整備工種における 3次元計測技術を用いた出来形管理要領の素案作成 1 式
 - ・ 舗装工事の品質管理の高度化に資する技術検討及び素案作成 1 式
 - ・ 報告書作成 1 式
- (4) 本業務において、技術提案を求める評価テーマは以下に示す事項とする。
 - ・ アスファルト舗装の新たな品質管理技術要領を検討する際の着眼点
- (5) 履行期間 契約締結日の翌日 ～ 令和 9 年 2 月 26 日
- (6) 本業務は、資料提出等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたい者は、分任支出負担行為担当官（以下、「契約担当官等」という。）の承諾を得た場合に限り電子入札に代えて紙入札方式とすることができる。
- (7) 本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい者は、契約担当官等の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。
- (8) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）」（令和 7 年 12 月 3 日付国官技第 309 号、国官総第 182 号、国営整第 141 号、国港総第 501 号、国港技第 78 号、国空予管第 991 号、国空空技第 379 号及び国空交企第 267 号）の試行業務である。
なお、詳細については、特記仕様書によるものとする。

2. 参加資格

- (1) 基本的要件
 - ① 単体企業
 - 1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 98 条において

準用する予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

- 2) 参加表明書の提出時において、東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。
- 3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、局長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- 5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

② 設計共同体

上記①単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 8 年 5 月 19 日付け東北地方整備局長）に示すところにより、局長から 3 次元データを用いた施工に関する基準類策定検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けている者であること。ただし、「建設コンサルタント」業務等における共同設計方式の取扱いについて（平成 10 年 12 月 10 日付け建設省大臣官房地方厚生課長、技術調査室長、官庁営繕部建築課長通知）」の記 7「設計共同体の構成員の一部が指名停止措置を受けた場合の取扱い」における申請期限の特例については、個別説明書に示す期間とする。

- (2) 参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（共通説明書参照）。

3. 参加表明書の提出者に対する要件

(1) 同種又は類似業務等の実績

下記①又は②のいずれかの実績（設計共同体の場合は、代表者について 1 件以上）を有すること。ただし、①及び②は国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事をを行う公益民間企業が発注した業務で、平成 28 年度以降公示日までに完了した業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

- ① 同種業務：ICT活用工事における出来形管理に関する検討業務。
- ② 類似業務：ICT活用工事における施工管理に関する業務。

（※）上記による実績を有していないが、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、「同種業務」又は「類似業務」の実績として評価する。

- (2) ①もしくは②の実績として挙げた業務成績が 65 点以上であること。
ただし、「地方整備局委託業務等成績評定要領」に基づく業務成績以外の業務は、この限りではない。
- (3) 個別説明書において示す、評価対象業務の業務評定点の平均点が 60 点以上であること。ただし、評価対象業務の実績がない場合は、この限りではない。

4. 配置予定技術者に対する要件

配置予定技術者に対する要件は共通説明書及び個別説明書による。

5. 説明書等の入手に関する要件

説明書等の交付期間内に、参加表明書等を提出しようとする者の代表者又は代理権のある名義人の IC カードにより、電子入札システムから本業務の説明書及び全ての配布資料（差替・変更分含む）をダウンロードしていない者又は契約担当官等の指定する方法（CD-R 等による貸与等）での交付を受けていない者が提出した参加表明書及び技術提案書は無効とする。

6. 技術提案書を特定するための基準

(1) 技術提案書の提出者を評価するための基準

- ① 参加表明者の経験及び能力
- ② 予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況
- ③ 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

(2) 技術提案書の評価基準

- ① 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他
- ② 評価テーマに関する技術提案

7. 手続等

(1) 担当部局

〒980-8602 宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎 B 棟
国土交通省 東北地方整備局 総務部契約課 契約第一係
TEL 022-225-2171（内線 2526）

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

- ① 電子入札システムにより交付する。交付期間は公示日から参加表明書及び技術提案書の提出期限の日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から18時00分まで（ただし、最終日は16時00分まで）。
- ② やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない参加希望者に対しては、記録媒体（CD-R 等）により電子データを交付するので、7. (1) にその旨連絡すること。

(3) 参加表明書及び技術提案書の提出期限等

提出期限：令和8年6月19日（金） 16時00分

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限必着。以下「持参等」という。）により上記7. (1) に提出するものとする。

8. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除。
- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約によ

り締結する予定の有無

無。

- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 7. (1) に同じ。
- (6) 詳細は共通説明書及び個別説明書による。